



\* 0007191000 \*

0007191-000

特 212-101

改正恩給法解説

改正恩給法研究会・編

大光館書店

昭和8

ABH



348

334

昭和八年實施

改正  
恩給  
法  
解  
說

東京大光館發行







特212  
101

# 改正恩給法解説

改正恩給法研究会編

—東京 大光館發行—





# 改正恩給法解説

## 目次

一	恩給改正の要旨	一
二	提案理由説明	二
三	改正が財政に及ぼす影響	四
四	國庫の歳出減少額	六
五	受給者の金額と數	七
六	貴衆兩院委員會の附帶決議	八
七	改正恩給法の要綱	二一
	◆傷病年金制度の新設	二一
	◆失權・失格・受給權の検査	二三
	◆公納金の増額と新設	二三



◆ 恩給年限の延長	一四
◆ 算出基礎俸給の變更	一四
◆ 在職年限の計算改正	一五
◆ 一時恩給と一時扶助料の最短年限	一六
◆ 受給者の年齢による停止	一六
◆ 多額所得者の停止	一六
◆ 特殊扶助料の増額	一六
◆ 受給者再任の場合	一七
◆ 退隠料による巡査看守の通算	一七
◆ 教職員再任の場合	一七
八 恩給の原則	一九
九 給與期間と金額の切上	二二
一〇 請求の消滅の时效	二二
一一 再就職の場合	二三
一二 时效の停止と二重の恩給	二三

一三 恩給権利の消滅及び死亡の場合	二四
一四 恩給の譲渡及び擔保の禁止と其の救済	二七
一五 恩給の裁定、負擔並びに團體納金	二八
一六 公務員及準公務員就職	二八
一七 退職並在職年限計算	二八
一八 期間加算、除算並びに通算	二九
一九 俸給及び恩給支給の要件	四六
二〇 かうした場合は失権する	四六
二一 二重公務員の給與	五〇
二二 再任による改定の場合	五三
二三 恩給權停止及び納付金	五三
二四 恩給金額の算出	五五
◆ 文官	五五
◆ 軍人	五九
◆ 教育職員	六一



- ◆警察監獄職員……………六二
- ◆待遇職員……………六三
- 二五 一時恩給……………六五
- 二六 遺族の意義……………六六
- 二七 扶助料の一時停止……………六九
- 二八 扶助料権の消滅と一時扶助料……………六九
- 二九 大正十二年恩給法施行關係附則……………七一
- 三〇 別表……………第一號表……………第三號表……………第四號表……………七七

附則

- ◆昭和八年十月一日施行に關する附則十八箇條並にその略解……………六一七
- ◆改正恩給法施行に關する勅令……………六八

目次 — 終 —

改正 恩給法解説

恩給改正の要旨

我が國が恩給のために支出する金額は年々増加する一方で、國庫で支出するもの年額約一億四千萬圓の多きに及んでるのであつて、最近では恩給亡國といふやうな叫び聲が擧げられるやうになつたのである。

殊に滿洲事變などの突發事件が起きたり、行政整理などが行はれるやうになると一層急激な増加を來し、國家財政の前途に多大の脅威を與へるやうになるので、この漸増を今から防止すると共に多額収入者への支給を加減し、一方氣の毒な状態にある下給支給者や特殊の事情者を救済しやうとするのが今回の改正の要旨である。政府は先年恩給を一率に減額することを企てて、一般受給者の猛烈な反對を受けたことがあつた



が今回はかゝる一率減給といふ改正はしなかつた。

## 二 提案理由説明

今度の議會へ提出された時當時の堀切法制局長官の提案理由の説明は次の如くである。

「現行の恩給法は御承知の通り大正十二年にそれまで數箇の法律として分立して居りました幾多の恩給に關する法律を綜合統一したものでありますから、其の間諸種の不合理が存して居りましたことも亦已むを得なかつたやうな次第であります。それで其の後の推移を見ますと此の恩給法中に存する不備と、行政整理其の他の事件とが結合致しまして、恩給總額は年々累増の一途を辿りまして昨年末即ち昭和七年末に於きましては國庫より給與致しましたものだけでも約一億四千七百萬圓に上ることと相成りまして財政上から見ましても輕視出來得ないのであります。

而して毎年の累増額は年に依つて多少の増減がありますが、平均致しまして一年約四百萬圓づゝ増して行くことゝなつて居るのであります。尤も昨年度は滿洲事件の影響に依りました五百八十萬圓ばかり増して居りますが、是は臨時のことゝ考へて宜しいと思ひます、右様な次第でありまして、此儘放つて置きますれば、恩給總額は段々増して參りました、果して何年後に此情勢が緩和或は停止せられるかと云ふことは、一寸判断が付かない状態なのであります。斯の如く恩給の總額は年々増加して參りますが、翻て之を受くる個人の側から見ますれば、中には十分の給與を受けて居るとは申されませぬ者もあるのであります、大正十二年即ち現行恩給法の制定に方りました、各種の恩給はそれゝ増額を受けて居るのであります、それでも尙ほ公務の爲に創痍を受け、又は疾病に罹つて職を罷めた者及其遺族の一部等には、給與が薄きに過ぐると見ねばならぬ者があるのであります。

以上の理由から致しまして、今回の提案に於きましては、一面現受恩給者又は近く



恩給を受くるに至るべき人々に餘り苦痛を與へない方法に依りまして、恩給總額の年々の膨脹趨勢を防止し、恩給累増に對する一般の不安を除去致しますと共に、他面に於きましては現行法中に存する幾多の不備不當の點を整理致しまして、兼て萬已むを得ざる者に付きましては、幾分恩給の増額を爲した次第であります。政府の見るところを以て致しますれば、突發事件のない限り、此改正に依りまして四五年の後には此累増を停止し、爾後幾分づつとしましても、恩給總額の漸減を見ることゝなる次第であります。詳細の事に至りましては委員會に於て申上げることゝ致しまして、何卒御審議の上、御協賛あらんことを希望致す次第であります」

四

### 三 改正が財政に及ぼす影響

今回の恩給法改正の結果國家や地方の財政に如何なる影響を及ぼすかといふに政府の發表したものであると次のやうである。

昭和七年度に於ける恩給總額は實に一億四千六百八十萬圓（外に陸海軍省の扶助金百八十萬圓）で一年に約四百萬圓平均増加してゐるが改正法が實施されると四年後には國庫納金の増収は年三百四十一萬圓にも及び一方恩給金そのものの減額は年百八十萬圓となり十年後には年に約六百八十萬圓の節約となるのである。又これを地方財政に及ぼす影響に見ると次の如くである。

七年度に於ける恩給總額は約四千六百萬圓程度であつて、一年平均の累増額は約二百八十萬圓であるが、改正に依れば地方納金増収百九十萬圓、國庫納金のための減収約五十二萬圓、差引約百四十萬圓の増収あるばかりでなく一般事項の整理に依つて十五年後には年額約百萬圓平均の節約となり、從來地方恩給額増加の最大原因となつてゐた最後俸給の昇給を抑制する結果、此點に於て相當巨額の消極的節約が出来るのである。



四 國庫の歳出減少額

恩給法改正によると國庫納付金が增收並びに傷痍軍人特別扶助金の廢止其の他の歳出減少は他方傷病年金の新設遺族扶助料の五年間三割増加給等で歳出増加があつても差引き歳出に相當の減少を來し、その差引歳出減少金額は次表の通りとなる。

施行後第一年	一、九五五
同 第二年	三、E00
同 第三年	四、三三三
同 第四年	五、三三三
同 第五年	五、三三三

(單位千圓)

これが年々増額となつて特別の事故のない限り十年後には前記の年額六百八十萬圓の漸減となるのである。

五 受給者の金額と數

政府が參考として發表した資料によると昭和六年末現在に於ける普通恩給の受給者は二十萬五千七百四十七人でその内譯は次の通りである。

一〇〇圓未満	一八五人	二、二〇〇圓以上	一、四四五
一〇〇圓以上	四〇、六一〇	二、五〇〇圓以上	六七〇
二〇〇圓以上	六八、三九二	二、八〇〇圓以上	六二六
三〇〇圓以上	四三、五六三	三、一〇〇圓以上	二二三
四〇〇圓以上	四三、九二七	三、四〇〇圓以上	二〇七
七〇〇圓以上	一一、六八四	三、七〇〇圓以上	八七
一、〇〇〇圓以上	五、九六九	四、〇〇〇圓以上	二四
一、三〇〇圓以上	三、九六一	四、三〇〇圓以上	二七
一、六〇〇圓以上	三、一五〇	四、六〇〇圓以上	二
一、九〇〇圓以上	二、二二六	六、〇〇〇圓以上	二

右の表中最高六千圓二人は山本權兵衛、清浦奎吾兩伯で二人が恩給の取り頭である。



又昭和六年新規裁定の受給者初給年齢によると二十五歳未満のもの陸軍軍人九人、海軍軍人一二四人、計一三三人あり、文官、教職員、警察刑務所職員、待遇職員には一人もない。

平均初給年齢は四十歳で文官四十九歳、陸軍軍人三十六歳二、海軍軍人三十歳八、教職員四十八歳七、警察刑務所職員四十三歳六、待遇職員五十三歳四である。

このうち二十五歳未満の者があるのは海軍などの通信志願兵などがこれであるところである。

### 六 貴衆兩院委員會の附帯決議

今回の改正恩給法が議會を通過するに當つて衆議院の恩給法改正委員會に於て附帯決議となつたものは次の通りである。これは當局に於ても適當の對策をとられるものと思はれるが故に次へ掲げる。

#### 附帯決議

恩給制度に關しては尙根本的に考慮を要するものあり而して本改正案は社會政策的見地よりするも不備の點尠しとせず、政府は宜しく適當なる對策を講ずべし。

#### 希望條項

- 一、戦公傷病死者及傷痍軍人の遺族扶助料中下級者に對しては其の最少限度の生活を保障するに足るべき増額を必要とす。
- 二、一時賜金傷痍軍人に對する傷病年金制度の制定は適當と認むるも尙増加恩給者との均衡に付ては考慮を必要とす。増加恩給額は症項差額過少にして階級差額過大なり考慮を要す。
- 三、大正十二年十月以前に死亡したる傷痍者の寡婦にして兵籍簿に登録なかりし者に對しては速かに調査を了し扶助の方法を講ぜられたし。
- 四、北海道屯田兵恩給問題に付ては同兵役義務の特殊性に鑑み同情すべきものありと



認めたる兵役義務者及廢兵待遇審議會答申の通速かに相當の一時金を支給して最後の解決を爲すべし。

五、政府は恩給金融に關し速かに適當なる方法を講ぜられたし。

六、政府は常に恩給金交付の状況を嚴密に調査し苟も不當交付なからしむることに努むべし。

同じく貴族院の恩給法改正委員會に於て希望決議となつたものは次の如くである。

希望決議

一、改正案が現行法に於ける不公正なる諸點を改正せんとするは可なり。又恩給支給總額年次累増の傾向を阻止せんとするは多少の效果あるに似たりと雖も姑息の手段たるに止まり窮極の目的を達し得べきものと信ずる能はず。思ふに現行法は能く恩給の性質に鑑み、且つ財政の整理と相俟ちて根本的改革を加ふる要あり。政府は他日再度の改正を企圖し今後尙調査を繼續せられんことを望む。

二、恩給の甚だしき増額を來たせる原因は官吏の任免放漫に失せること多きによる政府は宜しく慎重に考慮し以て如上の弊を阻止すべきものと認む。

三、一時賜金傷痍軍人の恩給改正並に特殊扶助料の増額に就きては不徹底の點ありと認むるを以て將來速に適當なる改正を行はれんことを望む。

七 恩給改正の要綱

傷病年金制の新設 公務による傷病で不具廢疾には達しないが、規定された第一款症乃至第四款にかゝり永續性があると認められた者に給與する年金である。

従來は前述のやうな者には下士官以下の軍人のみに限り傷病賜金として一時金を給與されてゐたが右の軍人達は余程前から傷病年金を給與されたいといふ熱心な陳情を續けて來つたので當局も昭和七年から恩給外の形式で傷病程度の稍々重い者に對して今回の改正に至るまで毎年一定の金額を給與する事になつてゐた。しかし今回の



改正からは獨り下士官以下の軍人ばかりでなく、一般公務員殊に巡査、看守等の職務にある者にも及ぶこととなつて、不具廢疾となつた者に給する増加恩給より稍々低い程度の年金を給することになつたのである。赤、黒等のギヤング往行の折柄これが取締りの衝に當る者にとつては誠に心強い後楯となつたわけである。

失權・失格・受給權の検査 従來は六年以上の懲役禁錮に處せられた者は失權することになつてゐたが今回二年以上の禁錮といふ事に改正された。

又在職中の職務に關する犯罪により（過失犯を除く）禁錮以上の刑に處せられた者も失權することになつた。これは瀆職官吏にとつては痛い改正で従前のやうに判決の前にはさへやめれば、たとへ醜吏であつても一生恩給を貰ひつゞける事が出来たのが、

これからはさうゆかなくなつたのである。なほ遺族扶助料の場合に於ても遺族である、夫や妻が事實上他人と婚姻の關係に入つたと認められる時は恩給審議會の議を経て失權させる事が出来る事になつた。この調

査のためには役場や警察などの手を借りるといふことであるから調査が正確に行はれるであらう。もう一つ恩給を受ける権利が既に失はれてゐるかどうかを一年置きに嚴重に調査するとの事である。

公納金の増額と新設 公務員の中でこれまで百分の一を納金してゐたものは今後は百分の二を納金することになり、今まで納金制度のなかつた軍人などは今度から百分の一を納金する事になつた。

この金額は従前よりの百分の一増加であるが、その増加金額は年に三百三十七萬圓になるといふから豪氣のなものである。

なほこの公納金増額は昭和九年四月一日から實施され各個人にあつては昇給した翌月から新任者にあつては新任の時からといふ事になつてゐるから差當り今直ぐには懐

勘定へ影響を及ぼさないわけである。



恩給年限の延長 現在十五年になつてゐる文官、教育職員、待遇職員が十七年に國務大臣の五年が七年に、準士官以上の軍人の現在十一年のものが十三年に、下士官以下の軍人の十一年が十二年に、警察、監獄職員の十年が十二年に改正されたのである。始め五年延長説などもあつたが、あまり長く過ぎては多數の雇員や下級の軍人等の恩給を貰ふ希望を奪つてしまふといふので二年間（下士官以下の軍人は一年）延長となつたものだとある。

算出基礎俸給の變更 従來は基礎俸給は退職した時の俸給を基礎としたが、改正によつて退職前一年間の本体の額により算出されることに改正された。

但し此の一年間に於て一緩以上昇給してゐた場合、是が二年以上昇給されないうで経過して一級以上の昇給であつた場合は其の一級程度の昇給は退職一年前から爲されてゐるものとして取扱はれることになつた。

なほ軍人は恩給最短期間で認められてゐる普通恩給額の三倍を以て假定俸給年額とし

て以上の原則を適用する事になつた。又二十年以上勤続して退職した者についてはこの一級限度の制限を二級限度とするといふことも経過規定として設けられた。

これによつて退職によつて二級も三級も甚だしいのは四級も五級もとばせて恩給額の基本とするやうな事は出来なくなつたのである。

在職年限の計算改正 軍人や警察監獄の職員が他の公務員として在勤した場合の年数は従來一年を四分の三、年で計算したが今回の改正で稍々少くされ十分の七、年で計算される事となつた。

◇海軍軍人が遠洋航海中の一ヶ月は一ヶ月半の割合で計算されたが今回から一ヶ月三分の一で計算される事となつた。

◇休職、待命、歸休、停職その他實際に職務をとることを要しない在職期間で一ヶ月以上に亘るものは新たに勅命の定めにより在職年の計算に於てこの期間を半減される植民地では加算の要件が一般は三年が四年に、警察監獄職員は二年が三年に、軍人は



半年が一年となつた。

◇一時恩給と一時扶助料の最短期間 一時恩給と一時扶助料は今回から最短期間繼續三年にならなければ支給されないことになつた。

受給者の年齢による停止 若くて十分働けるのに恩給を普通に給するのもどうかといふやうな越旨で三十五歳未満の者については六分の一を減じ、四十歳未満の者に對しては八分の一を減じられることになつた。但し増加恩給や傷病年金を伴ふ者には停止はしない。

多額所得者の停止 恩給年額が千圓以上を有し、恩給外の所得が年額五千圓以上有る者に對して其の超える金額の二割を停止し恩給の金額は千圓を下ることのないやうにさうして恩給金額の二割以上に達しない範圍内で停止する。

特殊扶助料の増額 公務に基き死亡した者及び増加恩給を受けてゐる遺族の扶助料は死亡の時から五年間更にその三割を加給されることとなつた。

これ等の遺族にとつてはまさしく福音である。

受給者再任の場合 一旦一時恩給を貰つてやめた者が更に一度在職した場合には遊んでゐる間を在職の時の半分の収入で暮すものと看做して、その超過した分については前に貰つた金額を返させるか返さない時はそれを恩給の金額から十五分の一だけ差引くことになつた。

これは一旦やめても間もなく再び就職した場合には前に貰つた一時恩給は貰ひ得になつたといふやうな場合を防ぐために設けられたものである。

退隱料による巡査看守の通算 大正十二年十月一日以前に退隱料を受けた巡査看守等は其の後引續いて警部や看守長になつた場合の在職年を一定の條件の下に警部の在職年に通算する事となつた。

教職員再任の場合 恩給を受けてゐた教職員が再就職した場合は今回の改正によつて一般公務員の場合と同じことになつた。



以上は改正恩給法の要綱であるが細い點は次頁から條文を逐ふて掲げておいた。條文中傍線の引いてある箇所は今回改正された所か新しく加へられた所である。なほ條文の後へは概略の説明を附した。しかしそのまゝで判る條文はそのまま掲載しておいた。なほ條文は親しみやすくするため全部片假名を平假名に改め掲載した。

## 八 恩給の原則

第一條 公務員及之に準ずべき者並其の遺族は本法の定むる所に依り恩給を受くるの権利を有す——以上條文——

これは恩給の原則が示されてゐるのであつて、公務員及びこれに準ずるものについては第十九條—第二十條に於て規定せられてゐる。

第二條 本法に於て恩給とは普通恩給、増加恩給、傷病年金、一時恩給、傷病賜金、扶助料及一時扶助料を謂ふ  
 普通恩給、増加恩給、傷病年金及扶助料は年金とし一時恩給、傷病賜金及一助扶助料は一時金とす——以上條文——

- 一、普通恩給 一定の年數の間在職した公務員に給與される年金である。
- 二、増加恩給 公務のために傷を受け病に罹りそのために不具廢疾の程度に至つた者



に給與する年金である。

三、傷病年金

公務上の傷病で不具廢疾の程度に達しない者に給與する増加恩給より稍々低く程度の年金であつて今回新しく加へられたものである。

四、一時恩給

一定の恩給年限に達しない退職者が受ける一時金である。

五、傷病賜金

公務のために傷病になつたもので未だ不具廢疾に至らないが職に堪へず退職した者で下士官以下の軍人だけ受ける一時金である。

六、扶助料

普通恩給を受けてゐた者や普通恩給を受ける筈の者が死んだ時その遺族で獨立して生計を営めないやうな者達に與へる年金である。

七、一時扶助料

これには二通りある。その一つは生きて居れば、一時恩給が受けられたといふ者が死んだ場合遺族に與へるもので他の一つはその場合の遺族が死亡者には縁遠い者である場合一時金を與へるのをいふのである。

九

給與期間と金額の切上

第三條 年金たる恩給の給與は之を給すべき事由の生じたる月の翌月より始め權利消滅の月を以て終る——以上條文——

これは期限を示したものでその月分全部を與へるのである。

第四條 恩給年額並一時恩給及一時扶助料の額の圓位未滿は之を圓位に滿たしむ

——以上條文——

退職年數その他で算出の結果端數が出た場合はそれを圓位に切上げる。例へば三百五十二圓七十五錢といふ金額が出来た場合は三百五十三圓となる。

一〇

請求の消滅と時効

第五條 恩給を受くるの權利は之を給すべき事由の生じたる日より七年間請求せざる



ときは時効に因りて消滅す——以上條文——

恩給は請求によつて給與せられるもので通常の場合は退職か不具廢疾になつた日から數へて七年間に請求しないと時効に因り消滅する。

## 一一 再就職の場合

第六條 普通恩給又は増加恩給又は傷病年金を受くる権利を有する者退職後一年内に再就職するときは前條の期間は再就職に係る官職の退職の日より進行す  
前項の規定は普通恩給又は増加恩給又は傷病年金を受くる権利を有する者退職後一年内に第四十二條第一項第一號に規定する宮内職員として就職したる場合に付之を準用す——以上條文——

退職した者が其一年以内に再び公務員として就職した場合は恩給は直ちに停止せられるもので再度退職の時の翌日から進行するのである。

## 一二 時効の停止と二重の恩給

第七條 時効期限二十日以内に於て天災其他避くべからざる事變の爲請求を爲すこと能はざるときは其の妨碍の止みたる日より二十日内は時効完成せず

時効期間満了前六月内に於て前權利者生死若は所在不明の爲又は未成年者若は禁治産者法定代理人を有せざる爲請求を爲すことは能はざるときは請求を爲すことを得るに至りたる日より六月内は時効完成せず

時効期間満了前に適法に請求書を發したることの通信官署の公證あるときは時効期間内に権限ある官公署に到達せざるも之を時効期間に到達したるものと看做す  
——以上條文——

時効期限の満了する間際になつての天災や事變に基づく特別の場合、未成年者や禁治産者のために法定代理人を缺いた場合及び郵便局の證明さへあれば不着の場合でも到着したと認める等の事が定められたものである。



第八條 公務員若くは之に準ずべき者又は其の遺族互に通算せられ得べき在職年又は同一の傷病を理由として二以上の恩給を併給せらるべき場合に於ては其の者の選擇に依り其の一を給す但し特に併給すべきことを定めたる場合は此の限りに在らず公務員若くは之に準ずべき者又は其の遺族互に通算せられ得べき在職年又は同一の傷病を理由として本法に依る恩給と宮内官の恩給規定とに依る恩給とを給せらるべき場合に於て宮内官の恩給を給せられたるときは本法に依る恩給は之を給せず

本條は一つの事柄に對して、恩給を二重に給與しない事の原則を示してゐるものである。

一三

恩給權利の消滅及び死亡の際

第九條 年金たる恩給を受くるの權利を有する者左の各號の一に該當するときは其の權利消滅す

- 一、死亡したるとき

- 二、死刑又は無期若しくは二年を超ゆる懲役若しくは禁錮の刑に處せられたるとき

- 三、國籍を失ひたるるとき

在職中の職務に關する犯罪（過失犯を除く）に因り禁錮以上の刑（陸軍刑法又は海軍刑法に依る一年未満の禁錮の刑を含まず）に處せられたるときは其の權利消滅す但し其の在職が普通恩給を受けたる後爲されたるものなるときは其の再在職に因りて生じたる權利のみ消滅す

第九條の二 裁定官廳は勅令の定むる所に依り年金たる恩給を受くるの權利を有する者に付其の權利の存否を調査すべし——以上條文——

本條は失權を定めたもので、從來六年以上の禁錮となつてゐたものが六年は長すぎるといふので今回の改正から二年以上の禁錮に處せられた者が失權することとなつた。又在職中の職務に關する犯罪（過失犯を除く）によつて禁錮以上の刑に處せられた場合にも失權する事になつた。これは近來頻々として起つて來た瀆職事件に備へてこれを警めたものと見られる。



從來は瀆職官吏も犯決確定前に止めさへすれば一生恩給を貰ひ續けることが出来たが今度の改正によつて處刑と同時に失權してびたりと給與は中止となることになつたので之等の者には大痛手となる。この改正に依つて今後官紀を振作し醜類官吏が後を絶つに至らんことを期したものと見られる。

第十條 恩給權者死亡したるときは其の生存中の恩給にして給與を受けざりしものは勅令の定むる所に依り之を當該公務員又は之に準ずべき者の遺族に給し遺族なきときは死亡者の相續人に給す——以上條文——

恩給を受くる權利者の死亡した時給與を受くる遺族とは祖父母、父母、妻子であつてこれを受くる順位は扶助料の時と同じである。苦し遺族がない時は死亡した者の民法上の相續人が受ける。又恩給權者がまた恩給の請求をしなかつた時は恩給の支給を受くべき遺族又は相續人

は自己の名で死亡者の恩給を請求することが出来る。又裁定を経た恩給については死亡者の遺族又は相續人は自分の名で其の恩給の支拂を受けることが出来る。以上は恩給法施行令に依つて定められてある。

一四 恩給の讓渡及び擔保の禁止と其の救済

第十一條 恩給を受くる權利は之を讓渡し又は擔保に供することを得ず 恩給を受くるの權利は之を差押ふることを得ず但し國稅徵收法又は國稅徵收の例に依る場合は此の限に在らず——以上條文——

恩給を擔保に供する事は本條で堅く禁ぜられてゐるが事實はこれに相違して相當の割合に及ぶものが金融業者の融通を受けてゐる。これ等のいはゆる恩給金立替業者は代理受領又は委任受領といふ脱法方法で代理人といふ形をとり巧みに裏を潜つてゐる。中には高利を貪り苛酷な條件の下に恩給證書をある期間まで取上げておくといふやう



なものもある。又委託する側のものにしても病氣であるとか老齡であるとか、やむにやまれの窮迫した事情の下にある者が多いので、これが救済方法を講ずる事は急務である。で今回の委員会に於て國家として低利資金の融通を圖るため適當な機關を設置せよといふ希望があつた。

又衆議院委員会の附帯決議の一として、

政府は恩給金融に關し速かに適當なる方法を講ぜられたし

となつてゐるから早晩何等かの方法が講ぜられるものと思はれる。

又恩給を受くる権利は差押へが出来ないことになつてゐる。但し條文の如く國稅徵收等公けの費用の負擔については差押へが出来る事になつてゐる。

一五 恩給の裁定負擔並に團體納金

第十二條 恩給を受くるの権利は勅令を以て定むるものの外内閣恩給局長之を裁定す

—以上條文—

恩給請求權の存否や範圍を定めるのは恩給局長である。恩給局長以外の本條の勅令を以て定むるものには次のやうなものがある。

一、内地の公立の小學校、實業補習學校、幼稚園、盲啞學校其他小學校に類する各種學校の教育職員及びその遺族の恩給は府縣知事(北海道は廳長官)が裁定する。

二、前記のものを除いた内地の公立學校、圖書館の教育職員で文官でないものの一時的恩給は府縣知事が裁定する。

三、朝鮮、臺灣又は樺太に於ける公立の小學校、普通學校、公學校、實業補習學校、幼稚園、盲啞學校其他の小學校に類する各種學校の教育職員及準教育職員、並其の遺族の恩給は朝鮮に在りては道知事、臺灣に在りては州知事又は廳長、樺太に在りては樺太廳長官が之を裁定する。



四、朝鮮、臺灣、樺太、關東州（南滿洲鐵道附屬地を含む以下同じ）又は南洋群島に於て國庫より俸給を受くる警察監獄職員（陸海軍に屬するもの及樺太に於ける警務所に屬するものを除く）及其の遺族の恩給は朝鮮に在りては朝鮮總督（道廳警部補巡查及消防手並其の遺族の恩給は道知事）臺灣に在りては臺灣總督（州又は廳の警部補及巡查並其の遺族の恩給は州知事又は廳長）樺太に在りては樺太廳長官、關東州に在りては關東長官、南洋群島に在りては南洋廳長官之を裁定する。

五、内地に於て國庫以外の者より俸給を受くる警察監獄職員及其の遺族の恩給は北海道に在りては北海道廳長官、府縣に在りては府縣知事（警視廳部内の職員に在りては警視總監）之を裁定する。

六、恩給法第二十四條第三號に掲ぐる待遇職員（國庫より俸給を給するものを除く）及其の遺族の恩給は北海道に在りては北海道廳長官、府縣に在りては府縣知事

（警視廳では警視總監）朝鮮に於ては州知事、臺灣では州知事又は廳長がこれを裁定する。

第十三條 行政上の處分に因り恩給に關する權利を侵害せられたりとする者は處分後一年内に内閣恩給局長に具申し其裁決を求むることを得  
前項の裁決に不服ある者は裁決を受けたる日より六ヶ月内に内閣總理大臣に訴願し又は行政裁判所に出訴することを得

但し公務傷病の程度に付ては出訴を爲すことを得ず  
第一項の具申に關する規定は命令を以て之を定む——以上條文——

本條は正當な權利を保護するために具申、訴願、出訴の途を與へたものである。  
但し公務傷病の程度に就ては行政裁判所に出訴する事が出來ない旨今回の改正で定められた。

第十四條 内閣總理大臣及内閣恩給局長の裁決は關係官廳を羈束す——以上條文——



これは内閣総理大臣及び内閣恩給局長の裁決が前條のやうな官廳の行政處分を抱束することを示したものである。

第十五條 内閣總理大臣第十三條第二項の裁決を爲す場合に於ては恩給審査會に諮問すべし

恩給審査會に關する規程は勅令を以て之を定む——以上條文——

この恩給審査會は内閣總理大臣の監督の下に法制局長官會長となり通常委員十七名を以て組織し規定による恩給に關する事項を審査する。

第十六條 恩給の負擔は左の區分に依る

- 一 文官及準文官並其の遺族の恩給は國庫之を負擔す但し文官にして國庫より俸給を受けざる者の一時恩給は最終に之に俸給を給したる者之を負擔す
- 二 軍人及準軍人並其の遺族の恩給は國庫之を負擔す
- 三 朝鮮、臺灣及樺太に於けるものを除くの外公立の小學校、實業補習學校、幼稚園及盲學校聾啞學校其の他の小學校に類する各種學校の教育職員及準教育職員並

其の遺族の恩給は其の學校又は幼稚園の所在地を管轄する府縣又は之に準すべき地方經濟之を負擔す

四 前號に規定する者以外の教育職員及準教育職員並其の遺族の恩給は國庫之を負擔す但し在外指定學校職員の一時恩給を除くの外一時恩給は最終に之に俸給又は給料を給したる者之を負擔す

五 警察監獄職員及其の遺族の恩給は最終に之に俸給又は給料を給したる者之を負擔す

六 待遇職員及其の遺族の恩給は最終に之に俸給又は給料を給したる者之を負擔す但し官國幣社の神職及其の遺族は國庫之を負擔す——以上條文——

本條は給與すべきもの即ち負擔者を明白にしたものである。

第十七條 前條第一號、第二號若は第四號に掲ぐる公務員若は之に準すべき者の在職年又は第五號若は第六號に掲ぐる公務員にして國庫より俸給を受くるものの在職年中に第三號に掲ぐる公務員若は之に準すべき者の在職年又は第五號若は第六號に掲ぐる公務員にして國庫より俸給を受けざるもの、在職年を通算して國庫より恩給を



給する場合に於ては國庫は通算せらるべき在職年に應じ勅令の定むる所に依り恩給金額の分擔を第三號に掲ぐる公務員若は之に準ずべき者に恩給を給する者又は第五號若は第六號に掲ぐる公務員に俸給を給する者に對し請求することを得

前條第三號、第五號若は第六號に掲ぐる公務員若は之に準ずべき者又は其の遺族に恩給を給すべき國庫以外の者は其の恩給の基礎在職年中に第一號、第二號若は第四號に掲ぐる公務員若は之に準ずべき者の在職年又は第五號若は第六號に掲ぐる公務員にして國庫より俸給を受くるものの在職年を通算して恩給を給する場合に於ては國庫に對し其の通算せらるべき在職年に應じ勅令の定むる所に依り恩給金額の分擔を請求することを得

前條第三號に掲ぐる公務員若は之に準ずべき者又は其の遺族に恩給を給すべき者は其の恩給の基礎在職年中に他府縣又は之に準ずべき經濟の管轄内に於て在職したる第三號に掲ぐる公務員又は之に準ずべき者として在職年を含む場合に於ては當該他府縣又は之に準ずべき經濟に對し其の合算せらるる在職年に應じ勅令の定むる所に依り恩給金額の分擔を請求することを得

前項の規定は前條第五號若は第六號に掲ぐる公務員若は之に準ずべき者又は其の遺族の恩給の分擔及同條第三號、第五號若は第六號に掲ぐる公務員若は之に準ずべき

者又は其の遺族の恩給相互の分擔に付之を準用す——以上條文——

本條は普通恩給と扶助料について分擔請求をなし得る場合を示したものである。例へば山梨縣に在職した小學校教員が長野縣に轉任して退職した場合の普通恩給を長野縣は全部給與するがその一部を山梨縣にも分擔させるやうな場合を示したものである。

第十八條 國庫より恩給を給するも俸給を給せざる公務員に俸給を給する者は其の俸給の百分の二に相當する金額を國庫に納付すべし但し府縣費より俸給を給する文官神宮司廳又は神宮皇學服の職員たる文官、在外指定學校及國庫の支辨に屬する地方費を以て維持する公立學校に付ては此の限りに在らず

國庫以外の經濟より恩給を給するも俸給を給せざる公務員に俸給を給する者は其の俸給の百分の一に相當する金額を其の經濟に納付すべし  
前項の經濟に對しては國庫は前項に規定する納金額の二分の一に相當する金額を交付す

これは團體納金及び交附金の事を定めたものである本條のうち公立の中等學校の職員



のやうに俸給を國家から給しないが恩給は國家が給するといふ公務員は俸給額の百分の二を國庫に納付すべきである。これは改正前までは百分の一であつたが今回の改正によつて百分の二となつた。

一六 公務員及び準公務員

第十九條 本法に於て公務員とは文官、軍人、教育職員及警察監獄職員並第二十四條に掲ぐる待遇職員を謂ふ

本法に於て公務員に準すべき者とは準文官、準軍人及教育職員を謂ふ

第二十條 文官とは武官又は宮内官以外の官に在る者を謂ふ但し勅令を以て定むるものを除くの外、國庫より俸給を給せざる官に在る者は此の限に在らず  
準文官とは高等文官の試補、判任官見習及國庫より俸給を給せざる官に在る者にして前項但書の規定に基く勅令を以て指定せられざるものを謂ふ

第二十一條 軍人とは左に掲ぐる者を謂ふ

一、陸軍又は海軍の現役、豫備役、後備役又は補充兵役に在る者

二、國民兵役在る者にして召集せられたるもの及志願に依り國民軍に編入せられたる者

準軍人とは左に掲ぐる者を謂ふ

一、陸軍の見習士官及海軍の候補生

二、勅令を以て指定する陸軍又は海軍の學生生徒

第二十二條 教育職員とは左に掲ぐる者を謂ふ

一、公立の學校幼稚園若は圖書館又は在外指定學校の職員にして國庫より俸給を給せざる官に在るもの及判任官以上の待遇を受くるもの

二、道府縣立師範學校長

前項の在外指定學校とは在外國本邦人の爲に設置したる學校にして勅令の定むる所に依り政府の指定したるものを開ふ

準教育職員とは官立又は公立の學校又は幼稚園の職員にして勅令を以て指定するものを謂ふ

第二十三條 警察監獄職員とは左に掲ぐる者を謂ふ

一、警部補、巡查、陸軍警査、貴族院守衛及衆議院守衛

二、看守、女監取締及海軍監獄看守三、判任官の待遇を受ける消防手



第二十四條 待遇職員とは左に掲ぐる者を謂ふ

- 一、判任官以上の待遇を受くる神宮司應職員、神宮神部署職、及官國幣社の神職
- 二、判任官以上の待遇を受くる監獄の職員（前條第二號に掲ぐるものを除く）  
感化院職員及矯正院職員
- 三、地方待遇職員令に依り判任官以上の待遇を受くる者にして勅令を以て指定するもの
- 四、前三號に掲ぐる者を除くの外國庫より俸給又は給料を給する待遇職員にして勅令を以て指定するもの

一七

就職退職並びに在職年限計算

第二十五條 本法に於て就職とは左の各號の一に該當することを謂ふ

- 一、文官に在りては任官但し終身官たる文官に在りては任官の外復職
- 二、現役軍人に在りては任官又は入營若は入團、非現役軍人に在りては召集に依る部隊編入又は志願に依り軍人たる勤務に就くこと
- 三、教育職員にして官吏たるものに在りては任官、其の他のものに在りては任命す。

四、警察監獄職員にして官吏たるものに在りては任官、其の他のものに在りては任命但し巡查若は判任官の待遇を受くる消防手警部補に任じ又は警部補巡查若は判任官の待遇を受くる消防手に就職するときは之を轉任と看做す

五 待遇職員に在りては任命

第二十六條 本法に於て退職とは左の一に該當することを謂ふ

- 一、文官に在りては免官、退官又は失官但し終身官たる文官に在りては免官、退官、失官の外退職
- 二、現役軍人に在りては現役を離るゝこと、非現役軍人に在りては召集せられたる者に付ては召集せられたる者に付ては召集解除、志願に依り軍人たる勤務に服する者に付ては解職

但し下士官准士官以上の軍人と爲りたるときは普通恩給に付ての最短恩給年限の計算に關しては之を退職と看做す

- 三、教育職員にして官吏たるものに在りては免官、退官又は失官、其の他のものに在りては免職、退職、解職又は失職
- 四、警察監獄職員にして官吏たるものに在りては免官、退官又は失官、其の他のものに在りては免職、退職又は失職但し警部補他の官職に轉じ又は他の官より警部



補に轉じたるときは之を退職と看做す

五、待遇職員に在りては免職、退職又は失職——以上條文——

前二條に於ては就職退職の意義をはつきりさせたものである。

第二十七條 第二十五條第一號及前條第一號の規定は準文官の就職及退職に付之を準用す

第二十五條及前條第三號の規定は準教育職員の就職及退職に付之を準用す  
準軍人の就職とは職務、戒嚴地境内の勤務又は外國の鎮戍に服することを謂ひ退職とは其の勤務の終ることを謂ふ

第二十八條 公務員の在職年限は就職の月より起算し退職又は死亡の月を以て終る退職したる後就職したるときは前後の在職年月數は之を合算す

但し一時恩給又は第八十二條に規定する一時扶助料の基礎と爲るべき在職年に付ては前に一時恩給の基礎と爲りたる在職年其の他の前在職年の年月數は之を合算せず退職したる月に於て再就職したるときは再在職の在職年は再就職の月の翌日より起算す

第二十九條 公務員二以上官職を併有する場合に於て其の重複する在職年に付ては年數計算に關し利益なる一官職の在職に依る——以上條文——

本條は重複する在職年について規定したものである。

第三十條 軍人又は警察監獄職員の恩給權に付其の在職年を計算する場合に於ては准士官以上の軍人に付ては十三年に達する迄、下士官以下の軍人及警察、監獄職員に付ては十二年に達する迄は軍人又は警察監獄職員以外の公務員としての在職年は其の十分の七に當る年月數を以て之を計算す——以上條文——

本條は在職計算に特例を設けて軍人、警察、監獄職員の在職計算を妥當ならしめたものである。

第三十一條 削除

第三十條に新しく挿入された事項がこれに相當するので今回の改正に當つて削除され



たのである。

一八 期間の加算除算並びに通算

第三十二條 公務員其の職務を以て従軍したるときは左記各號の規定に依り加算す

一、戦地に在りて戦務に服したるときは従軍期間一月に付三月

二、戦地外に在りて戦務に服したるときは其の期間の一月に付一月半

前項の規定は公務員其の職務を以て戦争に準ずべき事變に際し戦務に服したる場合に付之を準用す

戦争の期間及地域、戦務の範圍竝戦争に準ずべき事變は勅令を以て之を定む

第三十三條 公務員外國の交戦又は擾亂の地域内に於て危険を顧みず其の職務を以て勤務したるときは在勤期間の一月に付二月を加算す

前項の外國の交戦又は擾亂の地域及期間は勅裁を以て之を定む

第三十四條 公務員戒嚴地境内に於て危険を顧みず其の職務を以て勤務したるときは其の期間の一月に付二月を加算す

前項の場合に於て其の勤務の場所が内國なるときは加算年は其の二分の一とす

第三十五條 公務員外國鎮戍に服したるときは其の期間の一月に付一月半を加算す

第三十六條 航空機乗員たる公務員其の職務を以て航空勤務に服したるときは其の期間の一月に付二月以内を加算す

第三十七條 潜水艦乗員たる公務員其の職務を以て在役潜水艦の勤務に服したるときは其の期間の一月に付一月を加算す

第三十八條 公務員其の職務を以て邊陲又は不健康の地域に引續き一年以上在勤したるときは其の期間の一月に付一月以内を加算す不健康なる業務に引續き一年以上勤務したるとき亦同じ

前項の地域相互間の轉勤は之を引續きたる在勤と看做す

第一項の地域及業務は勅令を以て之を定む

第三十九條 海上勤務に服する公務員其の職務を以て遠洋航海を爲したるときは其の期間の一月に付三分の一月を加算す

一年以上引續き編隊艦船に乗じて上陸制限の下に準戦訓練に服したるとき又同じ  
前項の遠洋航海の範圍は勅令を以て之を定む——以上條文——

本條の三分の一月は改正前は半月であつた。



**第四十條** 第三十二條乃至前條の規定に依り附すべき加算年は在職年の計算に付勅令の定むる所に依り實在職年に従として之を算入す  
 加算年を附すべき基礎在職年は加算事由の生じたる月より之を起算し其の事由の止みたる月を以て終る  
 二種以上の加算年を附せらるべき期間に對しては最も利益なるものに依り其の一を附す

休職、待命、歸休、停職其の他現實に職務を執るを要せざる在職期間にして一月以上に互るものは勅令の定むる所に依り在職年の計算に於て之を半減す

**第四十一條** 左に掲ぐる年月數は在職年より之を除算す

- 一、普通恩給又は増加恩給を受くるの權利消滅したる場合に於て其の恩給權の基礎と爲りたる在職年
- 二、第五十一條の規定に依り公務員が恩給を受くるの資格を失ひたる在職年
- 三、在職中二年以下の懲役又は禁錮の刑に處せられたる場合に於ては其の月より刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる月迄の在職年月數但し刑の執行猶豫の言渡を受けたる者に付ては此の限に在らず其の言渡を取消されたる時は取消の月より刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる月迄の在職

年月數

**四、公務員退職後在職中の職務に關する犯罪（過失犯を除く）に付陸軍刑法若は海軍刑法に依り死刑懲役刑若は一年以上の禁錮の刑に處せられ又は其の他の法令に依り禁錮以上の刑に處せられたるときは其の犯罪の時を含む引續きたる在職年月數**

- 五、公務員の不法に其の職務を離れたる日より職務に復したる月迄の在職年月數
  - 六、宮内職員として在職年月數にして宮内官の恩給規程に依り除算せらるべきもの
- 以上條文 —

前の二條は加算除算の範圍を定められたものである。

**第四十二條** 左に掲ぐる年月數は之を在職年に通算す

- 一、宮内官の恩給規程に依り宮内省恩給の基礎と爲るべき宮内職員としての在職年月數
- 二、第二十八條、第二十九條及第三十條の規定は前項の規定に依り在職年に通算せらるべき年月數の計算に付之を準用す此の場合に於ては準軍人又は皇宮警手とし



ての在職年は夫々之を軍人又は警察監獄職員としての在職年と看做す

三、高等文官の試補又は判任官見習引續き公務員と爲りたるときは公務員として就職に接續する其の勤續年月數の二分一に相當する年月數

四、準教育職員引續き教育職員と爲りたるときは教育職員としての就職に接續する其の勤續年月數の二分の一に相當する年月數

第二十八條、第二十九條及第三十一條の規定は前項の規定に依り在職年に通算せらるべき年月數の計算に、第三十條の規定は前項第一號第三號又は第四號の規定に依り在職年に通算せらるべき年月數の計算に付之を準用す

第四十三條 第三十二條乃至第四十條の規定は準軍人の在職年の計算に付之を準用す  
第四十條の二及第四十一條の規定は前條第一項の規定に依り在職年に通算せらるべき年月に付之を準用す——以上條文——

### 一九 俸給及び恩給支給の要件

第四十四條 本法に於て俸給とは本俸及之に準ずべきものを謂ふ

本俸に準ずべきものは勅令を以て之を定む

公務員二以上の官職を併有し各官廳に付俸給を給せらるる場合に於ては俸給額を合算したるものを以て其の者の俸給額とす——以上條文——

本條は俸給の意義を明らかにしたもので本俸と之に準ずるもの即ち諸種の加俸がこれであるとしてある。

第四十五條 公務員所定の年數在職し退職したるときは之に普通恩給又は一時恩給を給す

第四十六條 公務員公務の爲傷痍を受け又は疾病に罹り不具廢疾と爲り失格原因なくして退職したるときは之に普通恩給及増加恩給を給す

公務員公務の爲傷痍を受け又は疾病に罹り失格原因なくして退職したる後五年内に之が爲不具廢疾と爲り又は其の程度増進したる場合に於て其の期間内に請求したるときは新に普通恩給及増加恩給を給し又は現に受くる増加恩給を不具廢疾の程度に相應する増加恩給に改定す

前項の期間を経過したるときと雖裁定官廳に於て恩給審査會の議に付するを相當と認め且恩給審査會に於て不具廢疾が公務に起因したること顯著なりと議決したると



きは議決したる月の翌月より之に相當の恩給を給し又は之を改定す  
公務員公務の爲傷疾を受け又は疾病に罹り不具廢疾と爲るも公務員に重大なる過失  
ありたるときは前三項に規定する恩給を給せず

**第四十六條の二** 公務員公務の爲永續性を有する傷疾を受け又は疾病を罹り不具廢疾  
の程度に至らざるも勅令の定むる程度に達し失格原因なくして之が爲其の職に堪へ  
ずして一年内に退職したるとき又は其の公務員が下士官以下の軍人にして退職後一  
年内に之が爲一種以上の兵役を免ぜられたるときは之に傷病年金を給す  
前條第二項及第三項の規定は前項に規定する條件（傷病の程度を除く）を具備する  
者にして退職當時の傷病の程度が前項の勅令に定むる程度に達せざりしものの傷病  
年金に付之を準用す

前條第四項の規定は前二項の規定に依り給すべき傷病年金に付を準用す  
傷病年金は之を普通恩給又は一時恩給と併給するを妨げず——以上條文——  
以上は増加恩給と傷病年金の要件を示したものである。

**第四十七條** 前二條の規定は準文官、陸軍の見習士官海軍の候補生以外の準軍人又は

準教育職員にして在職中公務の爲傷疾を受け又は疾病に罹りたるもの及陸軍の見習  
士官又は海軍の候補生にして公務の爲傷疾を受け又は疾病に罹りたるもの付之を準  
用す——以上條文——

本條は準公務員の増加恩給及び傷病年金の要件を示したものである。

**第四十八條** 公務員左の各號の一に該當するときは公務の爲傷疾を受け又は疾病に罹  
りたるものと看做す

- 一、勅令を以て指定する地域に在勤中其の地に於て流行病に罹りたる時
- 二、戰地に於て又は公務旅行中流行病に罹りたる時
- 三、公務員たる特別の事情に關聯して生したる不慮の災厄に因り傷疾を受け又は疾  
病に罹り恩給審査會に於て公務に起因したると同視すべきものと議決せられたる  
とき

前項の流行病の種類は勅令を以て之を定む  
前二項の規定は公務員に準すべき者に付之を準用す

本條は公務傷病と認められる範圍を示したものである。



**第四十九條** 公務傷病の原因を分つて戦闘又は戦闘に準ずべき公務と普通公務とす  
 戦闘に準ずべき公務の範圍、公務傷病に因る不具廢疾の程度及傷病年金を給すべき  
 傷病の程度並教育職員、警察監獄職員、待遇職員、準文官、準軍人及準教育職員の  
 公務傷病に關する規定の適用に付ての階等は勅令を以て之を定む

**第五十條** 裁定官廳は増加恩給の裁定を爲すに當り將來下具廢疾の回復し又は其の程  
 度低下することあるべきを認めたるときは五年間普通恩給及増加恩給を給す  
 前項の期間備了の六月前迄傷痍疾病回復せざる者は再審査を請求することを得再審  
 査の結果恩給を給すべきものなるときは之に相當の恩給を給す  
 前二項の規定は傷病年金の裁定を爲す場合に付之を準用す

二〇 かうした場合が失權する

**第五十一條** 公務員左の各號の一に該當するときは其の引續きたる在職に付恩給を受  
 くるの資格を失ふ

- 一、懲戒懲罰又は教員免許狀褫奪の處分に因り退職したるとき
- 二、在職中陸軍刑法若は海軍刑法に依り死刑、懲役刑若は一年以上の禁錮の刑に處

せられ又は其の他の法令に依り禁錮以上の刑に處せられたるとき

第二十六條第二號但書第四號但書の規定は前項の規定の適用に關しては之を適用せ  
 ず

二二 二重公務員の給與

**第五十二條** 公務員にして其の退職の當時仍他の公務員として在職するものに付ては  
 總ての公務員を退職するに非ざれば之に恩給を給せず  
 公務員にして退職の當日又は翌日他の公務員に就職し之を勤績と看做さるるものに  
 付ては後の公務員を退職するに非ざれば之に恩給を給せず  
 公務員にして恩給を給せざる官職に轉じ退職したるものに付ては其の轉任を退職と  
 看做し之に恩給を給す

**第五十三條** 公務員にして其の退職の當時仍第四十二條第一項第一號に規定する宮内  
 官として在職するものに付ては本法に依る恩給は之を給せず

二三 再任による改定



第五十四條 普通恩給を受くる者再就職し失格原因なくして退職し左の各號の一に該當するときは其の恩給を改定す

- 一、再就職後在職一年以上にして退職したるとき
  - 二、再就職後公務の爲傷痍を受け又は疾病に罹り不具廢疾と爲り退職したるとき
  - 三、再就職後公務の爲傷痍を受け又は疾病に罹り退職したる後五年内に之が爲不具廢疾と爲り又は其の程度増進したる場合に於て其の期間内に請求したるとき
- 前項第三號の場合に於ては第四十六號第三項の規定を準用す

第五十五條 前條の規定に依り普通恩給を改定するには前後の在職年を合算し其の年額を定め増加恩給を改定するには前後の傷痍又は疾病を合したるものを以て不具廢疾の程度とし其の恩給年額を定む

前項の場合に於て前後の傷痍又は疾病か原因を異にするときは左の區別に依り其の年額を定む

- 一、後の傷痍又は疾病か戦闘又は戦闘に準ずべき公務に基因するときは別表第二號表甲號中前項の規定に依り定めたる不具廢疾の程度に相應する増加恩給年額より前の増加恩給年額と別表第二號表甲號中其の不具廢疾の程度に相應する増加恩給年額との差額を控除したるものを以て増加恩給の年額とす但し後の傷痍又は疾病

のみに因る増加恩給年額か前後の傷痍又は疾病を合したるものに依る増加恩給年額と同額なるときは此の控除を爲さず

- 二、後の傷痍又は疾病か普通公務に起因するときは別表第二號表乙號中前項の規定に依り定めたる不具廢疾の程度に相應する増加恩給年額に前の増加恩給年額と別表第二號表乙號中其の不具廢疾の程度に相應する増加恩給年額との差額を加へたるものを以て増加恩給の年額とす

第五十五の二 前二條中増加恩給の改定に關する規定は傷病年金を受くる者再就職し再就職後公務の爲傷痍を受け又は疾病に罹り退職し増加恩給又は傷病年金を受くべき場合に付之を準用す

第五十六條 前三條の規定に依り恩給を改正する場合に於て其の年額從前の恩給年額より少きときは從前の恩給年額を以て改定恩給の年額とす

第五十七條 前四條の規定は宮内省の恩給規程に依る恩給を受くる者公務員と爲り退職したる場合に付之を準用す

### 二三

#### 恩給權停止及び納付金



第五十八條 普通恩給は之を受くる者左の各號の一に該當するときは其の間之を停止す

一、公務員又は第四十二條第一項第一號に規定する宮内職員として就職するときは就職の月の翌月より退職の月迄但し實在職期間一月未滿なるときは軍人以外の公務員として恩給を受くる者陸軍若しくは海軍の兵として就職するときは又は准士官以下の軍人若しくは準軍人として恩給を受くる者軍人以外の公務員として就職するときは此の限に在らず

二、二年以下の懲役又は禁錮の刑に處せられたるときは其の月の翌月より其の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる月迄但し刑の執行猶豫の言渡を受けたるときは恩給は之を停止せず其の言渡を取消されたるときは取消の月の翌日より刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる月迄之を停止す

三、之を受くる者三十五歳迄は普通恩給の六分の一、三十五歳以上四十歳に滿つる月迄は普通恩給の八分の一を停止す但し増加恩給又は傷病年金と併給せらるる場合には之を停止せず

四、恩給年額千圓以上にして其の恩給外の所得の年額五千圓を超ゆるときは恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額の六千圓を超ゆる額の二割に相當する金額を

停止す但し恩給の支給額年額千圓を下らしむることなく其の停止年額は恩給年額の二割を超ゆることなし

前項第四號の所得の範圍及計算方法並停止方法に關しては勅令を以て之を定む

第一項第二號の規定は増加恩給及傷病年金に付之を準用す——以上條文——

恩給を受くる者のうち三十五歳迄は普通恩給の六分一、三十五歳以上四十歳に滿つる月迄は普通恩給の八分の一を差引かれることになつた。これ等の年齢の人には下給の軍人や巡查看守や植民地で加算を澤山に貰つてゐる人が多いが、全部の停止といふやうなことにせず右の率を停止されることとなつた。又恩給の年額が千圓以上で恩給外の所得が五千圓を超えた時はその合計額六千圓を超える額の二割に相當する額を停止す即ち差引かれることになつた。しかしその停止金額は恩給金額の二割を超えない範圍内で且つ恩給の年額が千圓以下にならないことを條件とするのである。



**第五十九條** 文官は毎月其の俸給の百分の二に相當する金額を國庫に納付すべし

下士官以上の軍人は毎月其の俸給の百分の一に相當する金額を國庫に納付すべし  
 教育職員は毎月其の俸給の百分の二に相當する金額を國庫に納付すべし但し朝鮮、臺灣又は樺太以外の地に於ける公立の小學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及小學校に類する各種學校の教育職員は其の學校又は幼稚園の所在地を管轄する府縣又は之に準ずべき地方經濟に對し其の俸給（又は給料）の百分の一に相當する金額を納付すべし

警察監獄職員は之に俸給を給する國庫、府縣其の他の經濟に對し毎月其の俸給（又は給料）の百分の一に相當する金額を納付すべし

待遇職員は之に俸給を給する國庫、府縣其の他の經濟に對し毎月其の俸給（又は給料）の百分の二に相當する金額を納付すべし

**第五十九條之二** 本節に於て退職前の俸給年額と稱するは退職前一年内の俸給（軍人及準軍人に在りては各階等に付定められたる別表第一號表の假定俸給額を以て其の階等に對する俸給額とす）の總額を謂ふ但し左の特例に従ふ

一、公務の爲傷痕を受け又は疾病に罹り之が爲退職し又は死亡したる者に付退職又

は死亡の際昇給ありたるときは其の爲されたる昇給の中級俸の定あるもの（軍人及準軍人に付ては別表第一號表の假定俸給額を以て級俸とす）に付ては一級、其の定なきものに付ては昇給前の俸給の百分の十五を限度とし退職一年前より昇給せられたるものとして計算す

二、前號に規定する場合以外の場合に於て退職前一年内に昇給ありたるときは其の昇給か前俸二年以上据置の後爲されたるものなるときに限り前號の規定を適用す轉官職に依る俸給の増額は之を昇給と看做し前項但書の規定を準用す

前二項に規定する退職前一年内の俸給の算出方法は勅令を以て之を定む  
 實在職期間一年未滿なるときは其の俸給額を月數の割合に依り一年分に換算す  
 本節に於て退職前の俸給月額と稱するは退職前の俸給年額の十二分の一に相當する金額を謂ふ

文官、軍人、教育職員、警察監獄職員待遇職員等は以上の規定に相當する金額を納付することになつた。



従前は百分の一であつたものが今回の改正で更に百分の一増加した。又これまで全く納付してゐなかつた下士官以上の軍人は百分の一を公納させることに改正された。なほ本條の二に於ては退職前の俸給年額について規定してある。

四二 恩給金額の算出

◆文官◆

第六十條 文官在職年十七年以上にして退職したるときは之に普通恩給を給す前項の普通恩給の年額は在職年十七年以上十八年未滿に對し退職當時の俸給年額の百五十分の五十に相當する金額として十七年以上一年を増す毎に其の一年に對し退職當時の俸給年額の百五十分の一に相當する金額を加へたる金額とす  
前項の場合に於て其の在職年中に外國實勤績在職年十七年以上のものを含むときは其の勤績在職年中十七年を控除したる殘の勤績在職年一年に付退職當時の俸給年額三百分の一の割合を以て之に加給す  
在職年四十年を超ゆる者に給すべき恩給年額は之を在職年四十年として計算す

第一項の在職年は國務大臣として退官する者に付ては國務大臣としての在職年七年以上なるを以て足る  
第四十六條、第五十四條第一項第二號若は第三號第五十五條の二又は前項の規定に依り在職年十七年未滿の者に給すべき普通恩給の年額は在職年十七年の者に給すべき普通恩給の額とす  
第四十七條の規定に依り準文官に給すべき普通恩給の年額は退職前の俸給年額の百五十分の五十に相當する金額とす。

◆軍人◆

第六十一條 准士官以上の軍人在職年十三年以上にして退職したるときは之に普通恩給を給す

前項の規定は第二十一條第二項第一號の準軍人在職年十三年以上にして退職し且其の身分を免せられたる場合に付之を準用す  
前二項の普通恩給の年額は在職年十三年以上十四年未滿に對し退職前の俸給年額の百五十分の五十に相當する金額とし十四年以上一年を増す毎に其の一年に對し退職前の俸給年額の百五十分の一に相當する金額を加へたる金額とす



前條第三項の規定は准士官以上の軍人に付之を準用す

在職年五十年を超ゆる者に給すべき恩給年額は之を在職年五十年として計算す

陸海軍准士官にして其の官に二年以上實在職し最高の俸給を受けたる者には高等官八等の額を給す

第四十六條、第四十七條又は第五十四條第一項第二號若は第三號の第五十五條二の規定に依り在職年十三年未滿の者に給すべき普通恩給の年額は在職年十三年の者に給すべき普通恩給の額とす

準軍人の階等は勅令を以て之を定む

第六十一條之二 下士官以下の軍人在職年十二年以上にして退職したるときは之に普通恩給を給す

前項の規定は第二十一條第二項第二號の準軍人在職年十二年以上にして退職し且其の身分を免ぜられたる場合に付之を準用す

前二項の普通恩給の年額は在職年十二年以上十三年未滿に對し退職前の俸給年額の百五十分の五十に相當する金額とし十三年以上一年を増す毎に其の一年に對し下士官に在りては七圓、兵に在りては六圓を加へたる金額とす

第六十條第三項並前條第五項、第七項及第八項の規定は下士官以下の軍人に付之を準用す

### 教育職員

第六十二條 教育職員在職年十七年以上にして退職したるときは之に普通恩給を給す  
前項の普通恩給の年額は在職年十七年以上十八年未滿に對し退職當時の俸給年額百五十分の五十に相當する金額とし十七年以上一年を増す毎に其の一年に對し退職前の俸給年額の百五十分の一に相當する金額を加へたる金額とす  
前項の場合に於て其の在職年中に小學校、實業補習學校、幼稚園又は盲學校聾啞學校又は其の他の小學校に類する各種學校の教育職員としての勤績在職年十七年以上のものを含むときは其の勤績在職年中十七年を控除したる殘の勤績在職年一年に付退職當時の俸給年額の百五十分の一の割合を以て之に加給す

第二項の場合に於て其の在職年中に中學校又は之と同時に以下の程度の學校の教育職員としての勤績在職年十七年以上のものを含むときは其の勤績在職年中十七年を控除したる殘の勤績在職年一年に付退職當時の俸給年額の三分の一の割合を以て之に加給す



前項の中學校と同等以下の程度の學校は勅令を以て之を定む  
 第四十六條又は第五十四條第一項第二號若は第三號又は五十五號の二の規定に依り  
 在職年十七年未滿の者に給すべき普通恩給の額とす  
 第六十條第三項及第四項の規定は教育職員に付之を準用す  
 第四十七條の規定に依り準教育職員に給すべき普通恩給の年額は退職當時の俸給年  
 額の百五十分の五十に相當する金額とす

#### ◆警察監獄職員◆

第六十三條 警察監獄職員在職年十二年以上にして退職したるときは之に普通恩給を  
 給す

前項の普通恩給の年額は在職年十二年以上十三年未滿に對し退職當時の俸給年額の  
 百五十分の五十に相當する金額とし十二年以上一年を増す毎に其の一年に對し退職  
 前の俸給年額の百五十分の一に相當する金額を加へたる金額とす  
 前項の場合に於て其の在職年中に警察監獄職員としての勤績在職年十二年以上のも  
 のを含むときは其の勤績在職年十二年を控除したる殘の勤績在職年一年に付在職  
 當時の俸給年額の三百分の一の割合を以て之に加給す

第四十六條又は第五十四條第一項第二號若は第三號又は第五十五條の二の規定に依  
 り在職年十二年未滿の者に給すべき普通恩給の年額は在職年十二年の者に給すべき  
 普通恩給の額とす

第六十條第三項及第四項の規定は警察監獄職員に付之を準用す

#### ◆待遇職員◆

第六十四條 待遇職員在職十七年以上にして退職したるときは之に普通恩給を給す

前項の普通恩給の年額は在職年十七年以上十八年未滿に對し退職前の俸給年額の百  
 五十分の五十に相當する金額とし十五年以上一年を増す毎に其の一年に對し退職前  
 の俸給年額の百五十分の一に相當する金額を加へたる金額とす

第六十條第三項及第四項並第六十二條第六項の規定は待遇職員に付之を準用す

第六十四條の二 一時恩給を受けたる後其の一時恩給の基礎と爲りたる在職年數一年  
 を二月に換算したる月數内に召集其の他の強制に依らずして再就職したる者に普通  
 恩給を給する場合に於ては當該換算月數と退職の翌月より再就職の月迄の月數との  
 差月數を一時恩給額算出の基礎と爲りたる俸給月額の二分の一に乘じたる金額の十



五分の一に相當する金額を控除したるものを以て其の普通恩給の年額とす但し差月數一月に付一時恩給額算出の基礎と爲りたる俸給月額二分の一の割合を以て計算したる金額を勅令の定むる時期に於て返還したるときは此の限に在らず

**第六十五條** 公務員の増加恩給の年額は退職當時の階等、傷病の原因及不具廢疾の程度に依り定めたる別表第二號表の金額とす

前項の規定は公務員に準ずべき者に給すべき増加恩給の年額に付之を準用す

**第六十五條之二** 公務員の疾病年金の年額は退職當時の階等、傷病の原因及傷病の程度に依り定めたる別表第三號表の金額とす

前項の規定は公務員に準ずべき者に給すべき傷病年金の年額に付之を準用す

**第六十六條** 下士官以下の軍人公務の爲傷痍を受け又は疾病に罹り傷病年金を給せらるる程度に至らざるも之が爲退職し又は退職後一年内に之が爲一種以上の兵役を免ぜられたるときは之に傷病賜金を給す

傷病賜金は之を普通恩給又は一時恩給と併給するを妨げず

傷病賜金の額は退職當時の階等並傷病の原因及程度に依り定めたる別表第四表の金額とす

前項の傷病の程度は勅令を以て之を定む

## 二五 一時恩給

**第六十七條** 文官教育職員又は待遇職員在職年三年以上十七年未満にして退職したるときは之に一時恩給を給す

前項の一時恩給の金額は退職前の俸給月額に相當する金額に在職年の年數を乗じたる金額とす

**第六十八條** 準士官以上の軍人在職年三年以上十三年未満にして又は下士官在職年三年以上十二年未満にして退職したるときは之に一時恩給を給す但下士官以上としての在職年三年未満なるときは此の限に在らず

前項の一時恩給の金額は退職前の俸給月額に相當する金額に在職年の年數を乗じたる金額とす

**第六十九條** (第六十七條に含まれたるため削除)

**第七十條** 警察監獄職員在職年三年以上十二年未満にして退職したるときは之に一時恩給を給す



前項の一時恩給の金額は退職前の俸給月額に相當する金額に在職年の年數を乗じた金額とす

第七十一條 (第六十七條に含まれたるため削除)

二六 遺族の意義

第七十二條 本法に於て遺族とは公務員又は之に準ずべき者の祖父、祖母、父、母、夫、妻、子及兄弟姉妹にして公務員又は之に準ずべき者の死亡の當時之と同一戸籍内に在るものを謂ふ

公務員又は之に準ずべき者の死亡の當時胎兒たる子出生したるときは前項の規定の適用に付ては公務員又は之に準ずべき者の死亡の當時其の戸籍内に在りたるものと看做す

第七十三條 公務員又は之に準ずべき者左の各號の一に該當するときは其の遺族には妻、未成年の子、夫、父、母、成年の子、祖父、祖母の順位に依り之に扶助料を給す

一、在職中死亡し其の死亡を退職と看做すときは之に普通恩給を給すべきとき

二、普通恩給を給せらるる者死亡したるとき

前項の規定に依る同順位の子數人あるときは公務員又は之に準ずべき者を被相続人としたる家督相續の順位に準し之を定む

父母に付ては養父母を先にし實父母を後にす祖父母に付ては養父母の父母を先にし實父母の父母を後にし父母の養父母を先にし實父母を後にす

先順位者たるべき者後順位者たる者より後に生ずるに至りたるときは前三項の規定は當該後順位者夫權したる後に限り之を適用す

第七十四條 未成年の子は未だ婚姻せざるときに限り之に扶助料を給す

夫又は成年の子は不具廢疾にして生活資料を得るの途なく且之を扶養する者なきときに限り之に扶助料を給す

養子は公務員若は之に準ずべき者の家督相續人たるとき又は公務員若は之に準ずべき者か家督相續人にして之を戸主と看做すときは其の死亡の時に於て其の家督相續人たるべき者に限り之に扶助料を給す

前項の家督相續人には之に準ずべき者を包含す

第七十五條 扶助料の年額は左の各號に依る

一、公務員又は之に準ずべき者戦闘又は戦闘に準ずべき公務に因る傷痍疾病の爲死



- 亡したるときは其の普通恩給年額の全額
- 二、公務員又は之に準ずべき者普通公務に因る傷痍疾病の爲死亡したるときは其の普通恩給年額の十分の八に相當する金額
- 三、其の場合に於ては公務員又は之に準ずべき者に給せらるる普通恩給年額の十分の五に相當する金額

前項第一號又は第二號に規定する場合及増加恩給を併給せらるる者死亡したる場合には其の死亡の月の翌日より五箇年間は前項の規定に依る扶助料の金額に各其の十分の三に相當する金額を加給す

**第七十六條** 公務員又は之に準ずべき者の死亡後遺族左の各號の一に該當するときは扶助料を受くるの資格を失ふ

- 一、子婚姻し又は其の家を去りたるるとき但し父の屬したる家より分家し又は公務員若は之に準ずべき者の妻若は子にして分家するものに伴ひ其の家に入りたるときは此の限りに在らず
- 二、公務員又は之に準ずべき者女子なる場合に於て夫婚姻し又は家を去りたるとき
- 三、父、母、祖父又は祖母其の家を去りたるとき

## 二七

## 扶助料の一時停止

**第七十七條** 扶助料を受くる者二年以下の懲役又は禁錮の刑に處せられたるときは其の月の翌日より其の刑の執行を終り又は其の執行を受くることなきに至りたる月迄扶助料を停止す但し刑の執行猶豫の言渡を受けたるときは扶助料は之を停止せず其の言渡を取消されたるときは取消の月の翌日より刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる月迄之を停止す

前項の規定は禁錮以上の刑に處せられ刑の執行中又は其の執行前に在る者に扶助料を給すべき事由發生したる場合に付之を準用す

**第七十八條** 扶助料を給せらるべき者一年以上所在不明なるときは次順位者の申請に依り裁定官廳は所在不明中扶助料の停止を命ずることを得

**第七十九條** 前二條の扶助料停止に事由ある場合に次順位者あるときは停止期間中扶助料は之を當該次順位者に轉給す

## 二八

## 扶助料權の消滅と一時扶助料



## 第八十條

遺族左の各號の一に該當するときは扶助料を受くるの權利を失ふ

- 一、其の家を去りたるるとき但し妻夫の屬したる家より分家し又は遺族たる子にして分家するものに伴ひ其の家に入りたるとき及子父の屬したる家より分家し又は公務員若は之に準ずべき者の妻若は子にして分家するものに伴ひ其の家に入りたるときは此の限りに在らず
- 二、妻、子又は夫婚姻したるとき
- 三、不具廢疾にして生活資料を得るの途なく且之を扶養する者なき夫又は成年の子に付其の事情止みたるとき

届出を爲さざるも事實上婚姻關係と同様の事情に入りたると認めらるる遺族に付ては裁定官廳は恩給審査會に諮問の上其の者の扶助料を受くるの權利を失はしむることを得

裁定官廳は前項に規定する事情を調査する爲必要あるときは他の官廳又は公署の援助を求むることを得

今回事實上婚姻關係に入つたと認められたるときその權利を消滅させる事に改正された。

## 第八十一條 公務員又は之に準ずべき者第七十三條第一項各號の一に該當し兄弟姉妹

以外に扶助料を受くる者なきとは其の兄弟姉妹未成年又は不具廢疾にして生活資料を得るの途なく且之を扶養する者なき場合に限り之に一時扶助料を給す  
前項の一時扶助料の金額は兄弟姉妹の人員に拘らず扶助料年額の一年分乃至五年分に相當する金額とす

## 第八十二條

文官、教育職員又は待遇職員在職三年以上十七年未満、準士官以上の軍人在職三年以上十三年未満、下士官たる軍人又は警察監獄職員在職三年以上十二年未満にして在職中死亡したる場合には其の遺族に一時扶助料を給す

前項の一時扶助料の金額は公務員の死亡前の俸給月額に相當する金額に其の公務員の在職年の年數を乗じたる金額とす

第五十九條の二第五項の規定は死亡前の俸給月額に付之を準用す

第七十三條中遺族の順位に關する規定及第七十四條の規定は第一項の扶助料を給する場合に付之を準用す

## 二九

## 恩給法施行關係附則



**第八十三條** 本法（改正前のもの）は大正十二年十月一日より之を施行す

**第八十四條** 恩給法實施による従前關係舊法令の廢止を示してある。

**第八十五條** 本法施行（大正十二年十月一日）前給與事由の生じたる恩給、退隱料、遺族扶助料其の他之に準すべきものに付ては従前の規定に依る

従前の規定に依る恩給、退隱料、遺族扶助料其の他之に準すべきものは之を本法に依り受け又は受くべき恩給と看做す

前項の場合に於て従前の規定に依る恩給、退隱料、遺族扶助料其の他之に準すべきものか本法に依り給與する恩給の何れの種類に屬すべきかは公務員其の遺族の種類並給與の事由に依り之を定む

従前の規定に依る恩給、退隱料、遺族扶助料其の他之に準すべきものにして本法に依る恩給に該當せざるものあるときは本法に依る恩給中最近き性質を有するものに依る

**第八十六條** 第五條乃至第七條の規定は従前の規定に依り生じたる恩給、退隱料、遺族扶助料、退官賜金、退職給與金、退職一時金、給助金、賑恤金、一時扶助金其の他之に準すべきものを受くべき權利にして本法施行の日迄に従前の規定に依る請求期間を経過せざるものに付之を適用す

**第八十七條** 第十條の規定は本法施行前給與の事由を生じたる恩給、退隱料、遺族扶助料、退官賜金、退職給與金、退職一時金、賑恤金、一時扶助金其の他之に準すべきものに付本法施行後其の給與を爲す場合に付之を適用す

**第八十八條** 従前の規定に依り内閣總理大臣の爲したる裁定は具申、訴願又は行政訴訟に付ては之を本法に依る内閣恩給局長の裁定と看做し従前の規定に依る具申の裁決は之を本法に依る具申の裁決と看做す

本法施行の際現に具申中又は訴願中の事件に付ては従前の手續規定に依り之を完結す

**第八十九條** 府縣にして本法施行の際市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第十四條の規定に依り小學校教員恩給基金を備ふるものは本法施行後引續き其の恩給基金を備ふることを得

前項の恩給基金を備ふる府縣に於ては第十八條第二項の規定に依る納金は之を其の恩給基金と爲すべし

恩給基金は其の利子を以て府縣が給與すべき教育職員若は準教育職員又は其の遺族の恩給に充つるの外之を支消することを得ず

府縣に於て給與すべき教育職員若は準教育職員並其の遺族の恩給は恩給基金の利子



及第十八條第三項の規定に依り國庫より交付する給與金其の他の收入を以て之を支辨し不足あるときは府縣費を以て之を補充すべし恩給基金の管理に關する規程は命令を以て之を定む

**第九十條** 本法施行前の在職に付在職年を計算する場合は従前の規定に依る但し本法施行の際現に在職する者に付ては其在職に繼續する在職に限り本法施行前の在職と雖加算年に關する規定を除くの外本法に依り其の在職年を計算す

前項但書の場合に於て従前の規定に依り特に通算し得べきことを定められたる年月數あるときは前項但書の規定に拘らず之を在職年に通算す

**第九十一條** 内地人たる公務員其の職務を以て臺灣、朝鮮、關東州（關東廳及其の所屬官署職員に付ては南滿洲鐵道附屬地を含む）樺太又は南洋郡島に一定の期間引續き在勤したるときは當分の内在勤期間の一月に付半月を加算す

前項の引續き在勤すべき期間は軍人に在りては一年、警察監獄職員に在りては、三年、其の他公務員に在りては四年とす

第四十條の規定は第一項の場合に付之を準用す

**第九十二條** 公務員其の職務を以て國境警備又は理蕃の爲危險地域内に勤務したるときは當分の内在勤期間の一月に付一月半を加算す

前項の危險地域及期間は勅裁を以て之を定む

第四十條の規定は第一項の場合に付之を準用す

**第九十三條** 海軍警吏補より海軍巡查と爲りし者にして本法施行の際迄引續き現に南洋應巡查の職に在るものに付ては其の海軍警吏補としての在職年月數は本法の適用に關しては之を巡查として在職したるものと看做す

**第九十四條** 朝鮮總督府巡查補より朝鮮總督府巡查と爲りし者にして本法施行の際迄引續き在職するものに付ては其の統監府巡查及朝鮮總督府巡查補としての在職年月數は本法の適用に關しては之を巡查として在職したるものと看做す

**第九十五條** 臺灣總督府巡查補より臺灣總督府巡查と爲りし者にして本法施行の際迄引續き在職するものに付ては其の臺灣總督府巡查補としての在職年月數は本法の適用に關しては之を巡查として在職したるものと看做す

**第九十六條** 大正九年七月三十一日以前に休職若は待命と爲りたる者にして本法施行の際迄引續き休職若は待命のもの又は其の遺族同日以前の俸給に基き年金たる恩給を受くべき場合に於ては其の金額算出の基礎たる俸給年額は其の額に勅令の定むる金額を加へたる額とす

**第九十七條** 第四十六條第二項第三項及第五十四條第一項第三號第二項の規定は本法



施行前退職したる公務員に付之を適用す

前項の規定は公務員に準ずべき者に付之を準用す

前二項の規定に依り給する恩給の金額は本法施行前の分に付ては従前の規定に依る

**第九十八條** 第四十八條の規定は本法施行前傷痍を受け又は疾病に罹り本法施行後退職し本法施行後不具癱疾と爲りたる者には之を適用せず仍従前の例に依る

**第九十九條** 削除（教育職員に關する特殊規定なりしも一般と同様に改正された。）

**第一百條** 本法施行前死亡したる者の遺族の扶助料にして本法施行後轉給せらるべきものに付ては従前の規定に依る恩給額を標準とするの外本法に依り之を給す

前項の規定は本法施行の際現に従前の規定に依り扶助料を受くる事を得る者の權利を妨ぐることなし

本法施行前に扶助料を受くるの權利を有し且其の權利を有せざるに至りたる者は之を受くるの權利を本法に依り取得することなし

第一項の場合に於て本法に依り扶助料を受くるに付先順位に在るべき者と雖本法に依り後順位に在る者先に扶助料を受けたる場合には本法に依り扶助料を受くるの權利を有することなし

大正六年法律第六號附則の規定に依り恩給の増額を受けざりし軍人の遺族本法施行

後扶助料を轉給せらるべき場合に於て第一項の規定の適用に付ては軍人の恩給は之を請求を竣たすして同法附則の規定に依り増額せられたるものと看做す

**第一百一條** 本法施行の際現に従前の規定に依り年金たる恩給、退隱料、遺族扶助料其の他之に準ずべきものを受け又は受くべき者にして本法所定の恩給又は扶助料の金額を受けざるものには當該金額に其の金額と本法所定の各相當恩給又は扶助料の金額を勅令の定むる所に依り増給す

**第一百二條** 明治二十四年八月十六日以降明治四十三年三月三十一日迄に退官退職し又は死亡したる文官、看守、陸軍監獄看守、海軍監獄看守、陸軍警査、海軍警査、貴族院守衛若は衆議院守衛又は其の遺族にして明治四十三年四月改正前の俸給令に依る俸給を基礎とし恩給又は扶助料を受け本法施行の際迄其の權利を有する者には勅令の定むる所に依り其の恩給又は扶助料を本法施行の日より増額給與す

前項の規定は明治四十四年三月三十一日以前に退職したる小學校、實業補習學校、幼稚園及盲啞學校其の他の小學に類する各種學校の教育職員若は巡査又は其の遺族にして本法施行の際迄其の權利を有するものに付之を準用す

**第一百三條** 北道屯田兵の現役に服したる年月日數は之を公務員の在職年に通算し本法施行の日より其の者の受くる年金たる恩給を改定し又は新に之に普通恩給を給す



別表第三號を左(下)の如く改む

(昭和八年改定) 第三號表

高等官及同待遇者ニ給スヘキ金額ハ判任一等ノ者ニ給スヘキ金額ニ其ノ十分ノ一二相當スル金額ヲ加ヘタルモノトス	乙 號				甲 號				傷病原因 症狀等差	階等	判任	准士官	下士官	兵
	普通	公務	事務	號	戰闘又ハ戰闘ニ準スヘキ公務	號	第一	第二						
	第一款	第二款	第三款	第四款	第一款	第二款	第三款	第四款	一	一	一	一	一	一
	二五二円	一九二円	一五六円	一三二円	三二二円	二四〇円	一九二円	一五六円	一	一	一	一	一	一
	二三一元	一七六円	一四三円	一一二円	二八六円	二二〇円	一七六円	一四三円	二	二	二	二	二	二
	二二〇円	一六〇円	一三〇円	一一〇円	二六〇円	二〇〇円	一六〇円	一三〇円	三	三	三	三	三	三

別表第一號を左(下)の如く改む

(昭和八年改定) 第一號表

假定俸給年額	階等		階等	假定俸給年額
	准士官	下士官		
一、二〇〇円	一 判任官	一 准士官	親任	七、五〇〇円
八五円	二 同上	二 同上	一 高等官	六、五〇〇円
七五円	三 同上	三 同上	二 同上	五、六〇〇円
六七五円	四 同上	四 同上	三 同上	四、六〇〇円
六〇〇円	一 海軍一等兵	一 海軍一等兵	四 同上	三、九五〇円
五四〇円	陸軍上等兵 陸軍一等兵 陸軍二等兵	陸軍上等兵 陸軍一等兵 陸軍二等兵	五 同上	三、三五〇円
四九五円	海軍二等兵 海軍三等兵 海軍四等兵	海軍二等兵 海軍三等兵 海軍四等兵	六 同上	二、三五〇円
四五〇円			七 同上	一、七〇〇円
			八 同上	一、四〇〇円

(甲)

(乙)

前項の規定は前項に規定する者の遺族の年金たる扶助料に付之を準用す  
 前二項の場合に於ては第五條に規定する請求期間は本法施行の日より之を起算す  
 第四百條 第八十五條に規定するものを除くの外本法の施行に關し必要なる事項は勅令を以て之を定む



別表第四號を左の如く改む

第四號表 (昭和八年改定)

甲						傷病原因
號		又ハ戰闘ニ準スヘキ公務				
第一目	第二目	第三目	第四目	第五目	第六目	症狀等差
九〇〇円	八二五	六六〇	四九五	三三〇	一六五	下士官
九〇〇円	七五〇	六〇〇	四五〇	三〇〇	一五〇	兵
乙						傷病原因
號		普通公務				
第一目	第二目	第三目	第四目	第五目	第六目	症狀等差
七九二円	六六〇	五二八	三九六	二六四	一三二	下士官
七二〇円	六〇〇	四八〇	三六〇	二四〇	一二〇	兵

八〇

第二號表は従前通りで今回改正されなかつたが、これは戰闘又は戰闘に準ずべき公務(甲號)及び普通公務(乙號)による第一項乃至第六項に至る症狀等差を各階等に分ち金額表としたものである。

附 則

第一條 本法は昭和八年十月一日より之を施行す但し第四十六條の二、第五十八條第一項第四號及第五十九條の改正規定は昭和九年四月一日より之を施行す

改正恩給法は昭和八年十月一日から施行されるが、傷病年金の件と恩給年額千圓以上で他の所得額五千圓以上の者の停止の件と納付金増額の件、退職前一年の俸給による算出の件は何れも昭和九年の四月一日から施行されることとなつた

第二條 本法施行前給與事由の生じたる恩給に付ては仍従前の規定に依る但し第五十八條第一項第四號の改正規定は本法施行前給與事由の生じたる恩給に付ても之を適用す

本法施行前給與事由の生じた恩給については従前の規定によるが多額所得者の恩給停止は従前からのものにも適用される



第三條 第十三條第二項但書の改正規定は本法施行前より行政裁判所に繫属する事件に付ては之を適用せず

公務傷病の程度に關し今回の改正以後は出訴が出来なくなつたのである

第四條 第十八條第一項の改正規定に依る納付金額は同項に規定する公務員に付て附則第九條の規定の必要なに至る迄は第十八條第一項の改正規定に拘らず同項に規定する公務員が第五十九條（改正前又は改正後）及附則第九條の規定に依り納付する金額の合計額と同額とす

本條は納付金の額について規定したものである

第五條 本法施行前の在職に付在職年を計算する場合に於ては加算年又は休職等の減算に關する改正規定に拘らず仍従前の規定に依る

第六條 第四十條の二の改正規定は本法施行の際現に進行中に屬する休職、待命、歸休、停職其の他同條に規定する在職期間に付ては其の期間の終了に至る迄本法施行後と雖も同様の規定を適用せず

目下現に進行中の休職、待命、歸休、停職には今後と雖も半減の改正規定を適用しない

第七條 傷病年金は本法施行後公務の爲傷病を受け又は疾病に罹りたる者に之を給す但し本法施行前賑恤金（之に準ずるものを含む）又は傷病賜金を受くべき事由を生じたる者には本法施行前其の事由を生じたる時と雖も勅令の定むる所に依り傷病の程度を査定し將來に向つて之を給す

第八條 第五十八條第一項第三號の改正規定は本法施行前普通恩給を受くるの權利を生じたる者及本法施行の際現に在職し本法施行後退職して普通恩給を受くるの權利を生ずる者には之を適用せず  
前項に規定する者本法施行後再就職し其の普通恩給を改定せらるる場合には其の改定に因る増額分に付第五十八條第一項第三號の改正規定を適用す

本條は四十歳以下の受給者の減額規定の適用について定められたものである

第九條 第五十九條の改正規定は勅令の定むる所に依り本法施行後就職し又は俸給（又は給料）が昇給若は増額せられたる月の翌月より之を適用す（納付金増額の件）



**第十條** 第五十九條の二第一項但書の場合に於て其の公務員が同一種類の公務員として實在職年二十年以上勤続したる者にして特殊の事情ある物に付ては當分の内同但書各號に於ける制限の二級を二級、百分の十五を百分の三十とす（算出基礎俸給の特例）

**第十一條** 本法施行の際従前の規定に依る普通恩給に付ての最短恩給年限に達したる者には其の者が本法施行後改正規定に依る最短恩給年限に達せずして退職したる場合と雖も退職前の俸給に依り之に普通恩給を給す但し其の年額は在職年の不足一年に付退職前の俸給年額の百五十分の一に相當する金額を控除したるものとす

本條は既に改正前の規定で恩給の最短年限に達してゐるものに對し改正後の最短年限に不足の一年について年額百五十分の一の金額を差引くがやはり普通恩給を給するといふのである。

**第十二條** 前條の規定は本法施行の際現に休職、再服役其他法令上の在職期限のある地位に在る者にして本法施行後其の期間の終了に因り従前の規定に依る普通恩給に付ての最短恩給年限に達するものに付之を準用す

**第十三條** 第六十四條の二の改正規定は本法施行前受けたる一時恩給に付ては之を適

用せず

一時恩給を受けたる者が再就職して普通恩給を受くる場合一定の額を差引くことに改正されたが本法改正前の一時恩給にはこれを適用しないと云ふのである。

**第十四條** 第七十五條第二項の改正規定は公務員が本法施行前死亡したる場合に付ても之を適用す但し此の場合に於ける加給は本法施行後に屬する残存期間に付てのみ之を爲す

公務員による傷病者の遺族扶助料の三割増は本法施行後に於る残存期間にも加給される

**第十五條** 恩給法施行前同法第二十三條に掲ぐる公務員として普通恩給（退隱料）を受け引續き文官に任じ同法施行後迄在職したる後本法施行前退職し同法第八十五條第一項の規定の適用に依り其の普通恩給（退隱料）を文官の普通恩給に改定せられざりし者に付ては同項の規定に拘らず特に恩給法第九十條第一項の規定を適用し本法施行の日より本法施行前の規定に依り其の普通恩給（退隱料）を文官の普通恩給



に改定す但し恩給法施行後文官退職に因り一時恩給を受けたる者に付ては勅令の給  
むる所に依り其の一時恩給の金額を改定に因り増額せらるる普通恩給額中より支給  
に際し控除す

前項の規定は恩給法施行後本法施行前に文官として普通恩給を受けたる者に付ては  
之を適用せず

第一項に規定する者引續き本法施行後迄在職するときは恩給法第八十五條第一項の  
規定に拘らず恩給法第九十條第一項の規定を適用し同條第二十三條に掲ぐる公務員  
としての普通恩給（退隱料）を文官としての普通恩給に改定す

第十六條 第九十一條第二項の改正規定は本法施行の際現に在職し従前の同項に規定  
する期間を経過したる者に付ては之を適用せず

第十六條は植民地の加算改正に關するものである

第十七條 本法施行の際現に在職し恩給法第九十九條第一項の規定の適用に依り同法  
第五十八條の規定の適用を受けざる者の恩給の停止に付ては其の者が引續き其の官  
職に在職する期間に限り仍同條第九十九條第一項の規定に依る

第十八條 本法施行前恩給法第九十九條第一項の規定の適用に依り同法第五十八條の  
規定の適用を受けざりし者又は前條の規定の適用に依り同條第五十八條の規定の適  
用を受けざる者の當該在職期間と他の公務員の在職年との通算は仍従前の例に依る

第十九條 前條に規定する者を除くの外恩給法第九十九條第一項に規定したる者の大  
正十二年十月一日以後の在職年は同日以後の他の公務員の在職年と互に通算す但し  
本法施行前に給與事由の生じたる場合に於ては其の者が再就職し本法施行後退職又  
は死亡したる場合に限り此の規定に依る

前項に規定する者の大正十二年九月三十日以前の在職年の同日以前の他の公務員の  
在職年との通算に付ては同日以前の舊法の例に依る

第一項に規定する者の大正十二年十月一日前後の在職年の通算に關しては恩給法第  
九十條第一項の規定を適用す

前二條は教育職員に在職年通算に關する規定である。

なほこの附則に於ては現職にある者のために特に既得の權利を保護したものが少くな  
いからよく本文條文と對照されることが肝要である。



改正恩給法は次の如く昭和八年四月十日附の官報を以て公布された。八八

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル恩給法中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

### 御名御璽

昭和八年四月八日

各大臣副署

併して其の全文は本書に記載の通りであつて、昭和八年十月一日より施行（一部は昭和九年四月一日より施行）せらるゝことになつたのである。

## 改正恩給法解説 — 終 —

昭和八年四月十日印刷  
昭和八年四月十三日發行

改正恩給法解説

定價金五十錢

不許  
複製

編者 改正恩給法研究會

印刷兼發行者 增田好雄

東京市神田區中猿樂町十七番地

### 發行所

東京市神田區中猿樂町十七番地  
電話九段一三三六番  
振替口座東京七四六七五番

## 大光館書店



法學博士 乾政彦先生序

法學士 辯護士 牧瀨幸著

忽四版

# 金錢債務時調停法

其の解説と  
其の活用

四六版百餘頁  
定價五十錢  
送料六錢

借金整理の早道として債權者債務者の爲設けられた法律。金錢の貸借に關係ある人の必讀利用すべき書。僅少の調停費用で目的を達することが出来る。記述平明何人にも親しみ易くよく分る。

## 借金整理の法律のつづ

### 目次の一部

- ◇ 制定された理由
- ◇ 調停の申立
- ◇ 調停の債務と金高
- ◇ 調停申立の費用
- ◇ 申立の手續
- ◇ 調停委員會の組織
- ◇ 調停委員は誰か
- ◇ 調停に要する時日
- ◇ 裁判に不服の時
- ◇ 調停の効力
- ◇ 調停の妙味
- ◇ 代理人及び補助者
- ◇ 裁判所の職權調停
- ◇ 金融會社の場合
- ◇ 銀行の場合
- ◇ 無盡保險の場合(以下略)

大光館書店

東京市神田區猿樂町七番  
東京市神田區猿樂町七番







